

商品名	奨学ローン
ご利用いただける方	<p>以下の条件を満たし、全国しんくみ保証㈱の保証（㈱オリエントコーポレーションの再保証）が得られる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込時の年齢が満20歳以上で、完済時満76歳未満の方 ・当組合営業地区内に住所もしくは勤務先または事業所を有し、安定継続した収入の見込める方（パート社員、契約社員、年金受給者の方もご利用いただけます。） ・申込者ご本人またはご子弟が、下記対象校に在学中もしくは入学を予定する方 【対象校】小・中・高校、予備校、専門学校、短大、大学、大学院等 茨城県医師教育資金利子補給制度の利用者の場合は医学系大学、大学院等 ・申込時及び実行時において当組合のお借入が延滞していない方 ・当組合とお取引のある方またはお取引ができる方
お使いみち	<p>①受験時に係る費用（受験料、下見・宿泊費用等） ②入学時に係る費用（入学金、寄付金、授業料、敷金・礼金等） ③在学中に係る費用（授業料、学校指定の研修費用、仕送資金等） （注）原則半期分が上限となります。1年分の振込が可能な場合、在学期間が1年以上に及ぶ場合は最大1年分までとさせていただきます。 ※上記①～③は3か月以内に限り、お支払済の資金も対象となります。 ④他金融機関（クレジット会社は含みますが、消費者金融会社は除きます。）の教育資金に関する目的型ローンの借換資金 ⑤同一子弟に係る既存の本ローンと追加申込の一本化を目的とした借換資金</p>
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円以上1,000万円以下（1万円単位） ※受験時に係る費用は100万円が上限となります。 ※借換の場合は既存のお借入残高の範囲内となります。 ※審査により、ご融資金額が変更になることがあります。
ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・20年以内（元金据置期間を含む） <据置期間を利用する場合> 据置期間は入学予定年月の9か月前から卒業予定年3月末日までとなります。 ①対象校が4年制の場合は最大4年9か月 ②対象校が6年制の場合は最大6年9か月 ※受験費用は元金据置をご利用いただけません。 ※借換の場合、ご融資期間は「20年—借換対象の支払済期間」の範囲内となります。また、元金据置中の本ローン借換を除き、元金据置をご利用いただけません。
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 年3.40%（保証料を含む） ※保証会社の審査により、年3.90%または年4.30%の金利をご案内させていただきます。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元利均等返済又は元利均等ボーナス併用返済 ※ボーナス併用の場合、増額返済分の元金はご融資金額の50%以内で1万円単位となります。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・全国しんくみ保証㈱の保証を利用いたしますので、原則必要ありません。 ※保証会社が保証条件とする場合は連帯保証人が必要となります。

商品名	奨学ローン
必要書類	<p>①本人確認資料（いずれか1点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・マイナンバーカード（表面部分のみ） ・パスポート（令和2年2月3日以前に申請された所持人記載欄があり住所を確認できるもの） ・住民基本台帳カード（顔写真付き） ・運転経歴証明書（交付日が平成24年4月1日以降のもの） ・上記顔写真付き確認資料がない場合は、健康保険被保険者証（記号・番号がマスキングされたもの） <p>※申込人が外国人の場合、上記の確認資料に加え、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書のいずれかをご用意ください。</p> <p>②所得証明書</p> <p>申込金額101万円以上の場合は必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 給与所得者 源泉徴収票または所得証明書 b. 個人事業主 納税証明書または確定申告書 <p>③資金使途確認資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合格通知書、在学証明書（学生証等学生であることを証明できる資料）、入学金納付書、授業料納付書、賃貸借契約書の写し ・お支払済の資金の場合は、お支払済の入学金納付書、授業料納付書等の写し ・他金融機関の目的型ローンの借換（教育関連の資金）の場合は、借入先、資金使途、直近6か月以内のご返済が正常であることを確認できる資料（返済予定表・返済用預金口座通帳・残高証明書等の写し） ・その他、保証会社が認めた書類 <p>（注1）①、②、③とも申込時にご用意いただきます。</p> <p>（注2）連帯保証人が必要な場合、保証人の本人確認資料、所得証明書が必要となります（申込金額100万円以下の場合は、保証人の本人確認資料のみ）。</p>
手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資金額50万円以上でご契約の場合、取扱手数料1,100円（消費税込）が必要になります。 ・ご契約の際、印紙税（実費）をご負担いただきます。 ・ご返済中に繰上返済をされる際には、当初ご融資金額50万円以上の場合、1,100円（消費税込）をお支払いいただきます。
ご融資の実行方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当組合のご本人様名義返済用口座への入金とさせていただきます。 ・ご返済用口座に入金後、原則、支払先への振込が必要となります。 ・仕送資金は資金交付後、就学者の口座へ振込むこともできます。
返済試算額の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上でご返済額の試算ができます。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または茨城県信用組合リスク管理部 お客様相談室にお申し出ください。</p>

商品名	奨学ローン
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>【茨城県信用組合リスク管理部 お客様相談室】</p> <p>電 話 : 0120-310-206</p> <p>受付日 : 月曜日～金曜日 (土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く)</p> <p>受付時間 : 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情等対応手続については、各営業店にポスターを掲示しているほか、当組合のホームページにも掲載していますのでご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.kenshinbank.co.jp/</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター (電話: 03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター (電話: 03-3595-8588)</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター (電話: 03-3581-2249)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記茨城県信用組合リスク管理部またはしんくみ相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。さらに、東京都以外の地域のお客さまからのお申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。</p> <p>①移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>②現地調停: 東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日 : 月曜日～金曜日 (祝日および協会の休業日は除く)</p> <p>受付時間 : 午前9時～午後5時</p> <p>電 話 : 03-3567-2456</p> <p>住 所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)</p>

■くわしくは、店頭にお問合せください。

■ご利用には所定の審査がございます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

茨城県信用組合